

介護保険料特別徴収開始通知書の誤送付による個人情報の漏えいについて

この度、当村保健福祉課職員が、介護保険料の特別徴収開始通知書を誤って他人の後期高齢者医療保険料額決定通知書の封筒に同封し郵送したことにより、1名分の個人情報が漏えいする事案を発生させてしまいました。

このような事態を招いたことを深く反省し、今後は、職員の個人情報の適切な取り扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

令和5年9月25日

大鹿村

1 事案の経緯

令和5年9月13日、保健福祉課職員が、後期高齢者医療保険の保険料額決定通知書（以下「後期通知書」）が入った封筒へ、同じ宛名の介護保険料の特別徴収開始通知書（以下「介護通知書」）を同封して普通郵便にて送付しましたが、その際 B 氏の後期通知書が入っていた封筒へ A 氏の介護通知書を誤って同封してしまいました。

同月20日、A氏より、A氏の介護通知書に加えてB氏の後期通知書が同封されていると来庁され、実際にA氏の封筒内にB氏の後期通知書を封入していたことを確認しました。

2 調査方法及び状況

同月20日にA氏に、21日にB氏にそれぞれ担当課長が経緯を説明し謝罪。
B氏には回収済みであることの説明をし、新たな通知書を交付。

3 漏えいした情報の内容

被保険者氏名、住所、生年月日、令和5年度の保険料額、保険料算定の基礎となる所得額

4 漏えいによる二次被害状況

令和5年9月25日現在で二次被害は確認されていません。

5 事故の原因

封入時のチェック体制が不十分であったこと。

6 再発防止策

個人情報に係る通知書等は同時封入せず業務ごと発送します。

郵便物封入作業は複数人で実施し、相互確認を徹底します。

セキュリティに関する研修を実施し、個人情報の適切な取り扱いを徹底します。

7 問い合わせ窓口

大鹿村保健福祉課 0265-48-5701